

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成30年6月21日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目4番11号	
氏 名 中山名古屋共同発電株式会社	
代表取締役 伊藤 宗博	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 (06)6205-4901	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	中山名古屋共同発電株式会社 名古屋発電センター
事業場の所在地	愛知県知多郡武豊町字一号地5番地
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	33：電気業
②事業の規模	発電出力 259MW
③従業員数	49人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	① 産廃物の発生 石炭焚き発電設備（ボイラ）より排出される石炭灰及び水処理設備より排出される汚泥他がある。 ② 収集運搬（委託） 収集運搬業者に委託し、処分場へ搬出する。 ③ 処分（委託） 石炭灰はセメント工場にてセメント原料としてリサイクルされ、汚泥は処分場にて埋立処理されている。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
(管理体制図) 中山名古屋共同発電(株) 本社 名古屋発電センター センター長 (総括責任者) 名古屋発電センター 副センター長 (管理責任者) 発電チーム 計画チーム					
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
① 現状	【前年度 (平成29年度) 実績】				
	産業廃棄物の種類	石炭灰 (燃え殻・ばいじん)	汚泥	混合廃棄物	鋳さい
	排 出 量	71,870 t	572 t	24 t	0t
	(これまでに実施した取組) ・石炭灰は全量セメント原料、建材として全量再利用した。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	石炭灰 (燃え殻・ばいじん)	汚泥	混合廃棄物	
	排 出 量	76,897 t	585 t	24 t	
	(今後実施する予定の取組) ・石炭灰は引続き全量再利用を行う。				
産業廃棄物の分別に関する事項					
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・混合廃棄物の分別 (鉄、アルミ、廃プラ等) 実施				
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし (現状継続)				

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	石炭灰（燃え殻・ばいじん）	汚泥	混合廃棄物
	全 処 理 委 託 量	76,897 t	585 t	30 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	38,257 t	578 t	30 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	76,897 t	585 t	30 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き石炭灰の再利用を継続する。			
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。